

令和9年度概算要求
農林水産関係予算説明動画
参考資料

消費・安全局

農林水産省

家畜の伝染性疾病等への対応強化

(1) 家畜の伝染性疾病等の発生・侵入予防とまん延の防止

家畜伝染病予防費等【76(74)億円】

(水際検疫体制の強化) 消費・安全対策交付金【57(19)億円の内数】

- ・ 動植物検疫探知犬による探知業務や国際郵便物も含めた検査の着実な実施
- ・ 国内の食材店等における違法輸入畜産物の立入検査・廃棄に係る体制構築

(鳥インフルエンザ対策の推進)

- ・ 養鶏集中地域や過去続発地域におけるカメラ搭載ドローンを活用した鶏舎の见えない部分の点検等の防疫対応の強化
- ・ 場内への取付道路の整備等の支援による農場の分割管理推進
- ・ 殺処分等の防疫措置を迅速・的確に実施できるよう、防疫拠点の設置等の防疫措置に必要な費用を支援



<カメラ搭載ドローン>

(豚熱ロードマップに基づく対策・アフリカ豚熱対策の推進)

- ・ 豚熱発生時の選択的殺処分の導入を受け、殺処分対象外の豚の健康状態を効率的・効果的に把握するためサーモグラフィー等の家畜保健衛生所への配備を支援
- ・ 野生イノシシ群での浸潤状況等を把握するための検査を支援
- ・ アフリカ豚熱発生時の初動対応のための資材備蓄

(家畜伝染病対策の着実な実施)

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく防疫措置に係る負担金や手当金の継続的な交付
- ・ ランピースキン病発生時の迅速なワクチン接種体制の確立
- ・ 野生動物から家畜への伝播が指摘される疾病の家畜保健衛生所における検査体制の整備

(2) 産業動物獣医師の確保・診療効率の向上等による

獣医療提供体制の整備【4.0(2.9)億円】

- ・ 産業動物獣医師を志す学生に対する修学資金の給付や体験実習による就業誘導
- ・ 地域の課題に応じた獣医師の確保、遠隔診療等による獣医療提供体制整備

病虫害への対応強化

(1) 重要病虫害の侵入・まん延の防止等

消費・安全対策交付金【57(19)億円の内数】

植物防疫事業交付金等【16(14)億円】

- ・ 果樹産地等におけるクビアカツヤカミキリの防除対策の強化
- ・ ミバエ類等の侵入が確認された場合の初動防除の実施
- ・ ジャガイモシロシストセンチュウ等への迅速かつ集中的な緊急防除の実施
- ・ セグロウリミバエの不妊虫増殖施設の整備を支援
- ・ 海空港・国際郵便物における輸入検査による水際対策の強化



<クビアカツヤカミキリの成虫>

(2) 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

消費・安全対策交付金等【58(20)億円の内数】

みどりの食料システム戦略推進総合対策(他局計上) 当初【18(6)億円の内数】

- ・ 総合防除実践指標の作成に必要な実証等の開催
- ・ 地域一体となって実施する広域的な防除体制の構築

安全な食品や生産資材の確保

(1) 生産・製造現場と連携したリスク管理の推進

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業等【2.8(2.2)億円】

消費・安全対策交付金【57(19)億円の内数】

- ・ 食品中の有害化学物質・微生物の汚染実態の調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及等の計画的な実施
- ・ 農畜水産物、汚泥肥料におけるPFAS含有量の実態調査、知見の収集
- ・ 二枚貝等の海洋生物毒等のモニタリング及びリスク管理体制の整備

(2) 安全な生産資材の安定的な供給の推進【7.3(3.9)億円の内数】

- ・ 農薬、飼料、動物用医薬品等の生産資材について、使用基準や残留基準値の設定・見直しに必要な調査・残留試験等の実施
- ・ 豚熱マーカーワクチンなど家畜疾病対策や薬剤耐性対策に資するニーズの高いワクチン等の開発・実用化
- ・ ドローン用農薬等の登録拡大に向けた試験の実施

食育の推進

消費・安全対策交付金等【58(20)億円の内数】

○官民連携による食育活動の全国展開

- ・ 食育推進全国大会や食育活動表彰等のほか、官民連携食育プラットフォームの運営や食育実践優良法人顕彰の実施



<農林漁業体験・生産者と消費者との交流>

○農林漁業教育に向けた学校教育関係者へのサポート

- ・ 農林漁業教育支援のための副教材、啓発資料の作成
- ・ 農林漁業従事者等の外部人材を掲載するオープンリストの作成

○地域での食育の推進

- ・ 総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出
- ・ 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物等の活用の促進



<学校給食における地場産物活用>

円滑な食品アクセスの確保

当初【6.3(0.2)億円】

○大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化

- ・ フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる安定的・持続的な体制や食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進

○円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備

- ・ 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携する体制づくり



家畜衛生の推進（ソフト）

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備及び発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化**の取組を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**野生動物から家畜への伝播が指摘される疾病の検査機器（家畜用又は野生動物用）の整備、監視体制の整備、検査の信頼性確保に向けた精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 鳥インフルエンザ対策を徹底するため、地域一体での**防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、野鳥飛来防止対策の取組や指定地域での防疫対応の強化（ドローンカメラを活用した点検等）**を支援します。
- ② **民間獣医師や野生動物対策の専門家、農場の取引業者等のステークホルダーと連携した衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で行う**埋却予定地の事前調査や防疫演習**を支援します。
- ② 家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置**を講ずる取組を支援します。

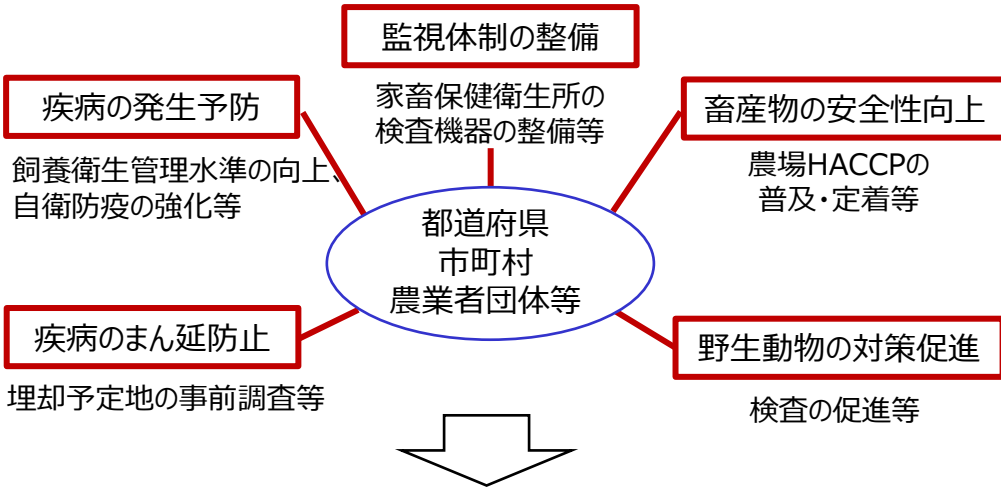
4. 畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（**農場HACCP**）の普及・定着を図るため、**認証取得、指導、取組の効果を検証する検査等**の取組を支援します。

5. 野生動物の対策強化

アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス（浸潤状況調査）**について、**検査の促進等**を図るための取組を支援します。

<事業イメージ>

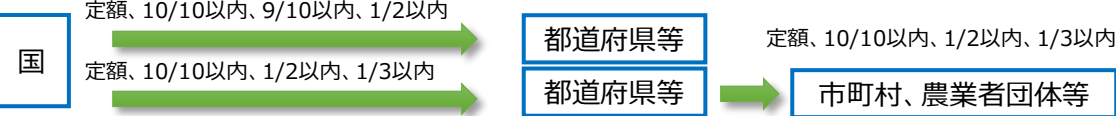


豚熱、鳥インフルエンザ等の
家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の取組を支援！



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

<事業の流れ>



<対策のポイント>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の病性鑑定の適切な実施、②鳥インフルエンザ対策や豚熱・アフリカ豚熱対策に資する飼養衛生管理の向上、③殺処分の影響を低減するための農場の分割管理にそれぞれ必要な施設整備を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、家畜の病性鑑定や野生動物の検査を適切に実施するため、病性鑑定検査施設及び関連施設（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の整備を支援します。

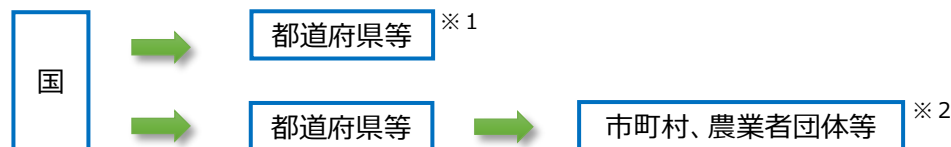
2. 飼養衛生管理の向上

高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置並びに豚熱・アフリカ豚熱対策に資する養豚場の野生動物侵入防止壁の整備を支援します。

3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を低減するため、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設等（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎、作業機械等）や場内への取付道路の整備を支援します。

<事業の流れ>



※1 1/2以内（1の事業） ※2 1/2以内（2、3の事業）

<1の事業>

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、

- ・遺伝子検査用施設
- ・解剖及び採材のための部屋
- ・病性鑑定畜の保管庫等を整備

<2の事業>

野生動物侵入防止壁の例

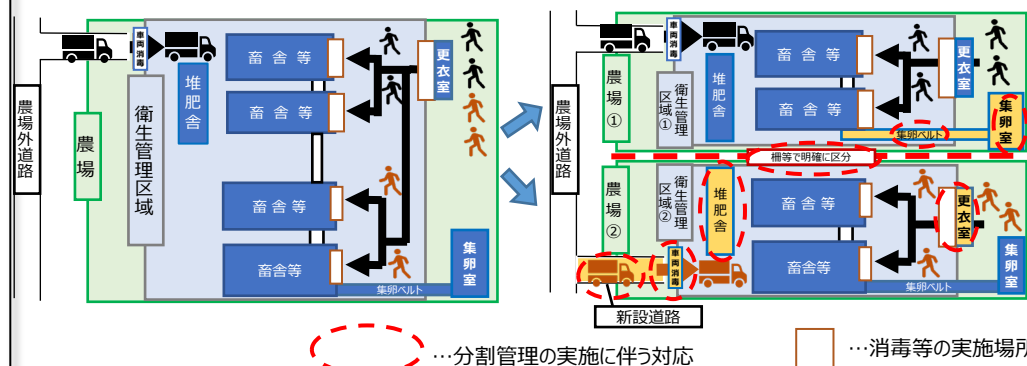


鶏舎入気口フィルターの例



<3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



<対策のポイント>

近年、発生地域が拡大しているクビアカツヤカミキリ等、農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫について、発生地域における防除対策を確実に講じます。

<事業目標>

我が国未発生又は一部に発生している病害虫の定着・まん延防止

<事業の内容>

1. 重要病害虫の防除

生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫に対する調査防除等を支援します。

特に、対策の強化が必要であるクビアカツヤカミキリのまん延防止を図るため、まん延地域や侵入が懸念される未発生地域で実施する調査、防除、新たな防除体系の実証等を支援します。

2. 初動防除及び緊急防除の実施

緊急防除等の対象となりうるミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入が確認された場合の初動防除や、ジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。

3. 移動規制病害虫の防除

国内の一部地域で発生している、カンキツグリーニング病菌の被害の軽減や未発生地域へのまん延を防止するための防除及び根絶に向けた防除や、アリモドキゾウムシの防除の結果得られた無発生地域の維持のための防除体系の実証を支援します。

<事業イメージ>

重要病害虫の防除の例
(クビアカツヤカミキリ)



クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫



拡散防止のための樹体へのネット巻き

初動防除の例
(ミカンコミバエ種群)

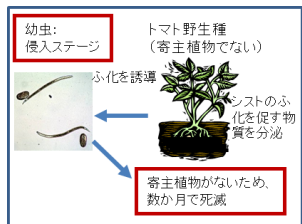


ミカンコミバエ種群(成虫)



誘殺板の設置の様子

緊急防除の例
(ジャガイモシロシストセンチュウ及びセグロウリミバエ)



幼虫：侵入ステージ
トマト野生種(寄主植物でない)
ふ化を誘導
センストのふ化を促す物質を分泌
寄主植物がいないため、数か月で死滅



対抗植物の植栽による防除



ヘチマに寄生した幼虫



カンキツグリーニング病菌の罹病樹(カンキツ)

根絶防除及び防除体系の実証の例
(カンキツグリーニング病菌及びアリモドキゾウムシ)

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

<事業の流れ>

国

交付

都道府県等

定額、1/2以内

生産者の組織する団体等

(1, 2の事業)

定額、9/10、1/2以内

都道府県等

(3の事業)

[お問い合わせ先] 消費・安全局植物防疫課 (03-6744-9644)

○ 食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業

令和9年度予算概算要求額 114百万円（前年度 78百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づく、食料の安定生産に資するため、総合防除推進体制及び農薬登録の拡大・維持に向けた支援による防除対策の高度化を図ります。

<事業目標>

持続的かつ効果的な病害虫の防除体系の維持・構築による病害虫の発生の予防、被害の防止

<事業の内容>

1. 総合防除推進体制の高度化事業

- ① 遺伝子検定手法等を活用した、精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、**新たな発生予察の調査手法を確立**します。
- ② 近年の資材高騰や、環境に配慮した材料への見直し等を踏まえ、**より安価に製造可能で環境負荷低減にも配慮した予察灯の規格を作成**します。
- ③ 総合防除の先進事例を生産現場に浸透させるため、病害虫防除の課題を抱える産地と高度な技術を持つ民間事業者・専門家等をマッチングできる「プラットフォーム」を構築し、総合防除推進に向けた体制づくり等を実施します。

2. 病害虫・雑草の防除対策の高度化事業

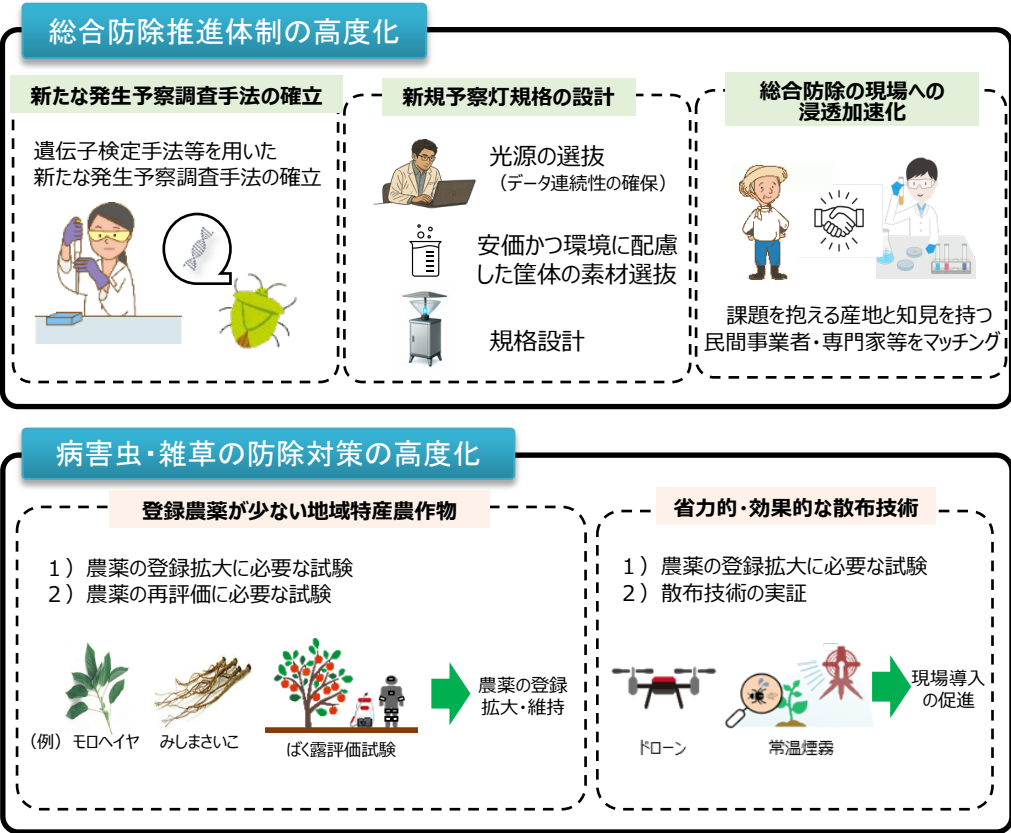
- ① **生産量が少なく、利用できる農薬に制限のある地域特産農作物**に使用可能な農薬登録の拡大や維持に向けて、**登録拡大や農薬の再評価に必要な試験を支援**します。
- ② 農業用ドローン、常温煙霧等の**省力的・効果的な散布技術**の現場導入に向けて、**農薬登録の拡大に必要な試験や散布技術の実証を支援**します。

<事業の流れ>



※1・・・2の事業のうち①、② ※2・・・2の事業のうち①

<事業イメージ>



消費・安全対策交付金のうち 病害虫の防除の推進

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、病害虫の防除が年々難しくなる中で持続的かつ効果的な防除を進めるため、総合防除の実践に向けた取組、従来の防除対策では防除が困難化した作物に係る防除体系の確立及び各地域の実情に応じた広域型総合防除体制のモデル構築を支援します。

<事業目標>

農業者の総合防除の実践と浸透を図る総合防除実践指標を470件策定〔令和12年まで〕（食料・農業・農村基本計画のKPI）

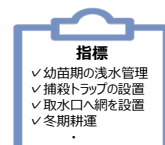
<事業の内容>

<事業イメージ>

総合防除の実践



総合防除実践指標の策定に必要な実証等の実施
例：水稲におけるスクミリンゴガイの総合防除



目標：策定した指標を用いた自己点検により
総合防除の実践をより取り組みやすく



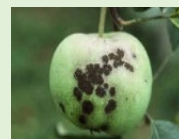
農業者向け講習会・
研修会の開催

防除が困難化した作物に係る防除体系の確立

- ・気候変動等の影響により発生が増加した病害虫
- ・薬剤抵抗性病害虫
→代替農薬の選定やローテーション散布の有効性の検証等
- ・農業登録の見直し等に伴う使用可能な農薬の減少
→新たな防除技術や資材の実証
→現場のニーズに対応した効果の高い代替農薬の選定等



近年発生が増加傾向
にあるイネカメムシ



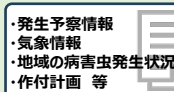
DMI剤耐性
リンゴ黒星病

広域型総合防除体制の構築

個々の農業者による防除

- ・荒廃農地等の病害虫の発生源の存在
- ・農業従事者の減少による労力不足
- ・気候変動等による防除判断の難化

ほ場単位で被害を抑えるのではなく、地域
一体で防除計画を立案し、効果的・効率
的な総合防除を実施する体制に転換



発生源（雑草地等）の解消



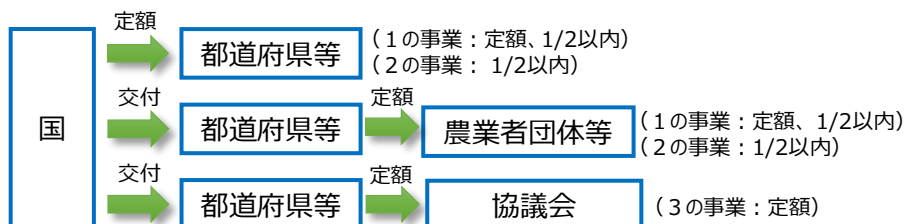
サービス事業体等を
活用した共同防除



大量発生予測時
の臨機防除



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

消費・安全局植物防疫課

(03-3502-3382)

地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

第5次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向け、改正食育基本法の趣旨も踏まえつつ、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

<事業目標>

第5次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格の取得支援等を通じた食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 生産者等の情報発信に向けたデジタル技術実装

消費者の行動変容に直結する生産者等の効果的な情報発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

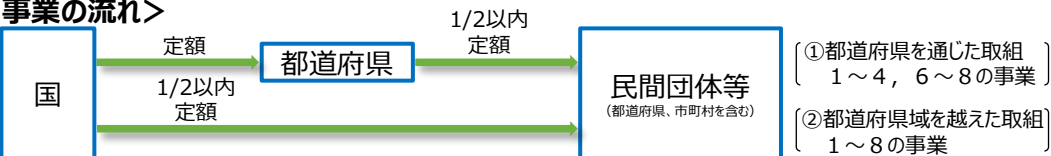
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【参考】目標（第5次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
- ・農林漁業体験を経験する
- ・生産現場等を意識して食品等を選ぶ
- ・食品ロス削減のための行動をする
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
- ・学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組を増やす
- ・地域等での共食の機会を増やす
- ・地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす



目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催学校給食における
地場産物等活用産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装

・食・農林水産業への理解向上
・産地・生産者との交流促進
・地場産物等の活用促進 等

第5次食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-6738-6558）

○ 食品アクセス確保対策事業

令和9年度予算概算要求額 625百万円（前年度 15百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、フードバンクの安定的・持続的な体制の構築や、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置等を実施するとともに、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援します。

<事業目標>

- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化

① 食品事業者等からの寄附を安定的・持続的に受けることができるフードバンクの構築
未利用食品の受け手となるフードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる
安定的・持続的な体制構築のために必要な経費を支援します。

② 食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築等
食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進するとともに、食品事業者等からの食品受入れを円滑化するための、食品の衛生管理やファンドレイジング等に係る専門家の派遣による人材育成を支援します。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備

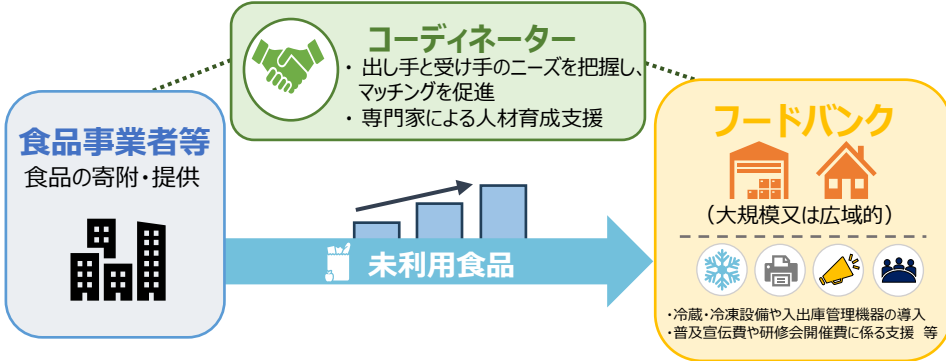
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定、フードバンク、こども食堂等の支援

<事業イメージ>

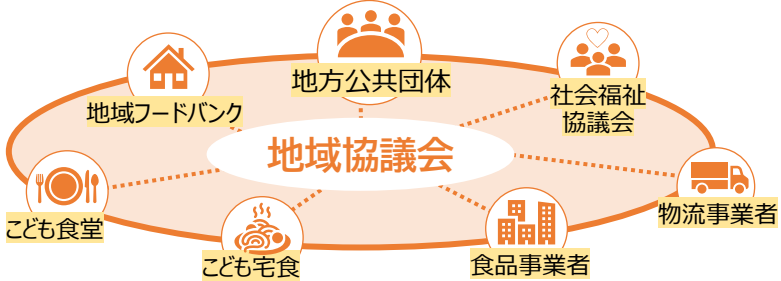
フードバンク支援 [1について]

<フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる体制の構築を支援>
<食品の出し手と受け手のつながりの構築を支援>

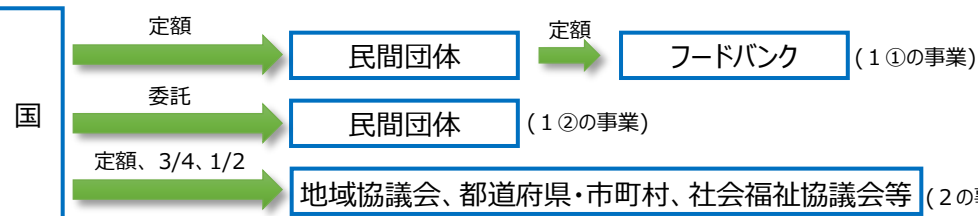


地域の体制づくり支援 [2について]

<地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援>



<事業の流れ>



消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)